

平成 30 年度福祉居住セミナー

主催：一般社団法人かながわ福祉居住推進機構
共催：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
後援：株式会社横浜銀行

認知症になったときも困らない

「家族信託」の制度をご存知ですか！

認知症になるなどで判断能力が不十分になると、自己の資産が凍結され、預金が引き出せない、自宅が売却できないなど、財産の取り扱いに制約が発生します。

このような判断能力が不十分な方を保護するための成年後見制度は、実際に判断能力が十分でない裁判所に認められないと利用できませんし、予め備えるための任意後見制度も、家庭裁判所による任意後見監督人の選任の手続きが必要ですし、継続的に一定の費用が発生します。

信託法に基づく「家族信託」の制度は、成年後見、任意後見の制度に比較して、手続き等が柔軟な面がある一方、税務上の優遇策が受けられないというデメリットもあります。

認知症の方やご家族からの様々な相談を引き受けている皆さん。アドバイスで紹介できる制度の一つとして、「家族信託」について学びませんか？

今回のセミナーでは、「家族信託」の制度について、利用の実績のある専門家が解説します。

期 日	平成30年11月29日（木）14:00～16:00 (13:30 受付開始)
会 場	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 セミナールーム (横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階) ・みなとみらい線 日本大通り駅から徒歩3分 ・JR線、市営地下鉄 関内駅から徒歩11分
テーマ	「家族信託」制度の概要と利用方法について 講師：磨 和寛 氏（司法書士法人トリニティグループ 代表）

- ◇ 対 象 高齢者・障がい者の相談・支援業務に従事する職員、福祉サービス事業関係者、その他関心のある方。
- ◇ 参 加 費 一人2,000円 当日受付で申し受けます。
(かながわ福祉サービス振興会、かながわ福祉居住推進機構の会員は1,000円)
- ◇ 申込方法 当機構のホームページから申込用紙をダウンロードし、下記事務局に送付してください。
定員（35名）になり次第締め切ります。
ホームページのアドレス <http://kanaju.org/>



問合先 231-0023 横浜市中区山下町23 日土地山下町ビル9階
一般社団法人かながわ福祉居住推進機構 事務局
tel : 045 (264) 4784, fax : 045 (264) 4785

FAX : 045-264-4785

かながわ福祉居住推進機構

福祉居住セミナー担当 あて

平成30年度 福祉居住セミナー参加申込用紙

期 日	平成30年11月29日(木) 14:00~16:00 開場は13:30
会 場	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 セミナールーム (横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階)
テ ー マ	「家族信託」制度の概要と利用方法について 講師：磨 和寛 氏 司法書士法人トリニティグループ 代表
氏 名	フリガナ
	氏 名
所属事業所名	
事業所所在地	〒 ー
連絡先TEL	()
連絡先FAX	()
連絡先e-mail	
通 信 欄	() 一般 () かながわ福祉サービス振興会会員 () かながわ福祉居住推進機構会員

※1枚につき1人でお申し込みください。

※FAX送信票をつけずにお送りください。

※先着順に受付をいたします。